

島根県犯罪被害者等支援計画

令和 7 年 3 月

島 根 県

目次

第1章 計画の基本的な考え方

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	基本方針	2
第3節	計画の位置付け	2
第4節	計画の期間	2

第2章 犯罪被害者等を取り巻く現状と課題

第1節	県内における犯罪等の状況	3
1	刑法犯認知件数及び検挙率	3
2	犯罪発生率	3
3	重要犯罪認知件数	4
4	交通事故の発生件数	5
第2節	県内における犯罪被害者等に関する相談の状況	6
1	島根県犯罪被害者等支援総合窓口における相談状況	6
2	島根被害者サポートセンターにおける犯罪被害相談等状況	6
3	性暴力被害の相談等状況	7
4	配偶者等からのDV被害の相談状況	8
5	児童虐待の相談状況	9
第3節	犯罪被害者等の置かれている状況	10
1	犯罪被害による心身への影響	10
2	犯罪被害に対する県民の意識	11
(1)	犯罪被害者やその家族についての関心の意識	11
(2)	犯罪被害者等への支援に関する窓口認知度	11
(3)	見舞金制度の認知度	12
(4)	犯罪被害者等に必要な取組に関する意識	12
第4節	犯罪被害者等の現状から見えてくる課題	13
1	損害回復・経済的支援	13
2	精神的・身体的被害の回復・防止	13
3	刑事手続きへの関与拡充	13
4	支援等のための体制整備	13
5	県民の理解の増進	14

第3章 施策の基本的な方向

第1節	施策の柱及び数値目標と体系	15
1	5つの施策の柱	15
2	重点取組	15
3	計画の数値目標	15
4	施策の体系	16
5	支援体制等	17
6	進行管理等	17

第4章 具体的な施策の取組

第1節	損害回復・経済的支援等への取組	18
第2節	精神的・身体的被害の回復・防止への取組	20
第3節	刑事手続への関与拡充への取組	22
第4節	支援等のための体制整備への取組	23
第5節	県民の理解の増進への取組	25

<資料編>

県関係の主な相談等窓口	27
用語解説	36
犯罪被害者等基本法	40
島根県犯罪被害者等支援条例	46

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現は、県民全ての願いです。

県では、地域ぐるみで犯罪を防止するための自主的な活動や県、市町村及び県民等による犯罪の防止につながる生活環境の整備等、犯罪防止のための必要な取組を行っています。

しかしながら、思いもよらず、ある日突然犯罪や交通事故に巻き込まれ、誰もが犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下、「犯罪被害者等※1」という。）となる可能性があります。犯罪被害者等は、直接的な被害による苦しみだけでなく、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷等による二次被害※2にも苦しめられています。

このような状況にある犯罪被害者等が、一日も早く被害から回復し、地域社会で再び平穏な日常生活を営むことができるようにするためには、犯罪被害者等一人一人に寄り添ったきめ細かな充実した支援が必要であり、県や市町村を始め、関係機関並びに民間の団体等が相互に連携・協力し、取組の一層の強化を図っていかねばなりません。

そして、このような取組をより実効的に行うためには、犯罪被害者等に対する県民の理解と関心を深め、犯罪被害者等を社会全体で支えていく気運を一層醸成する必要があります。

国は、平成17年4月に犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、この基本法の理念を具体化した「犯罪被害者等基本計画」（以下、「基本計画」という。）に基づき、犯罪被害者等に対する支援について、様々な施策を実施しています。

県においては、平成18年7月に施行した「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」（以下「まちづくり条例」という。）に犯罪被害者等支援に関する事項を盛り込むとともに、「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」（以下「まちづくり計画」という。）を策定し、関係部局が一丸となって犯罪被害者等への支援施策を推進してきました。

こうした中、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を明確にし、県民の十分な理解・協力のもとで施策を推進するため、令和4年12月に、「島根県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定し、「島根県犯罪被害者等支援計画」（以下「本計画」という。）を条例第9条の規定に基づく支援計画として、まちづくり計画に位置付けました。

このたび、第5期まちづくり計画が令和6年度で満了することから、まちづくり計画から分離させ、特化した計画として本計画を策定し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とします。

第2節 基本方針

条例第3条の基本理念に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた犯罪被害者等の支援を行うにあたり、次の4つの基本方針を掲げます。

1 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障する

誰もが犯罪等の被害に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にあります。犯罪被害者等の支援は、全ての犯罪被害者等が個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを踏まえ、社会全体として推進していかなければなりません。

2 犯罪被害者等の置かれている個々の事情に応じて適切に支援を行うとともに、二次被害が生じることのないよう十分配慮する

犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行うとともに、二次被害が生じることのないよう十分配慮して支援を行わなければなりません。

3 必要な支援を途切れることなく提供する

犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行わなければなりません。

4 国、県、市町村、民間支援団体等が相互に連携・協力する

犯罪被害者等に必要な支援が途切れることなく行われるよう、施策を担う国、県、市町村、民間支援団体※3その他の関係する者が相互連携・協力し支援を行わなければなりません。

第3節 計画の位置付け

本計画は、基本法第5条（地方公共団体の責務）及び条例第9条（支援計画の策定）に基づき、県における犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、支援や施策等を体系的に整理し、定めるものです。

第4節 計画の期間

本計画の期間は、国の次期基本計画が令和8年度からスタートすることを鑑み、まちづくり計画に位置付けた令和4年12月から令和6年度までの期間を2年延長し、令和8年度までの5年間とします。

ただし、本計画の計画期間内であっても、国の基本計画の見直しや社会情勢等の変化、施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

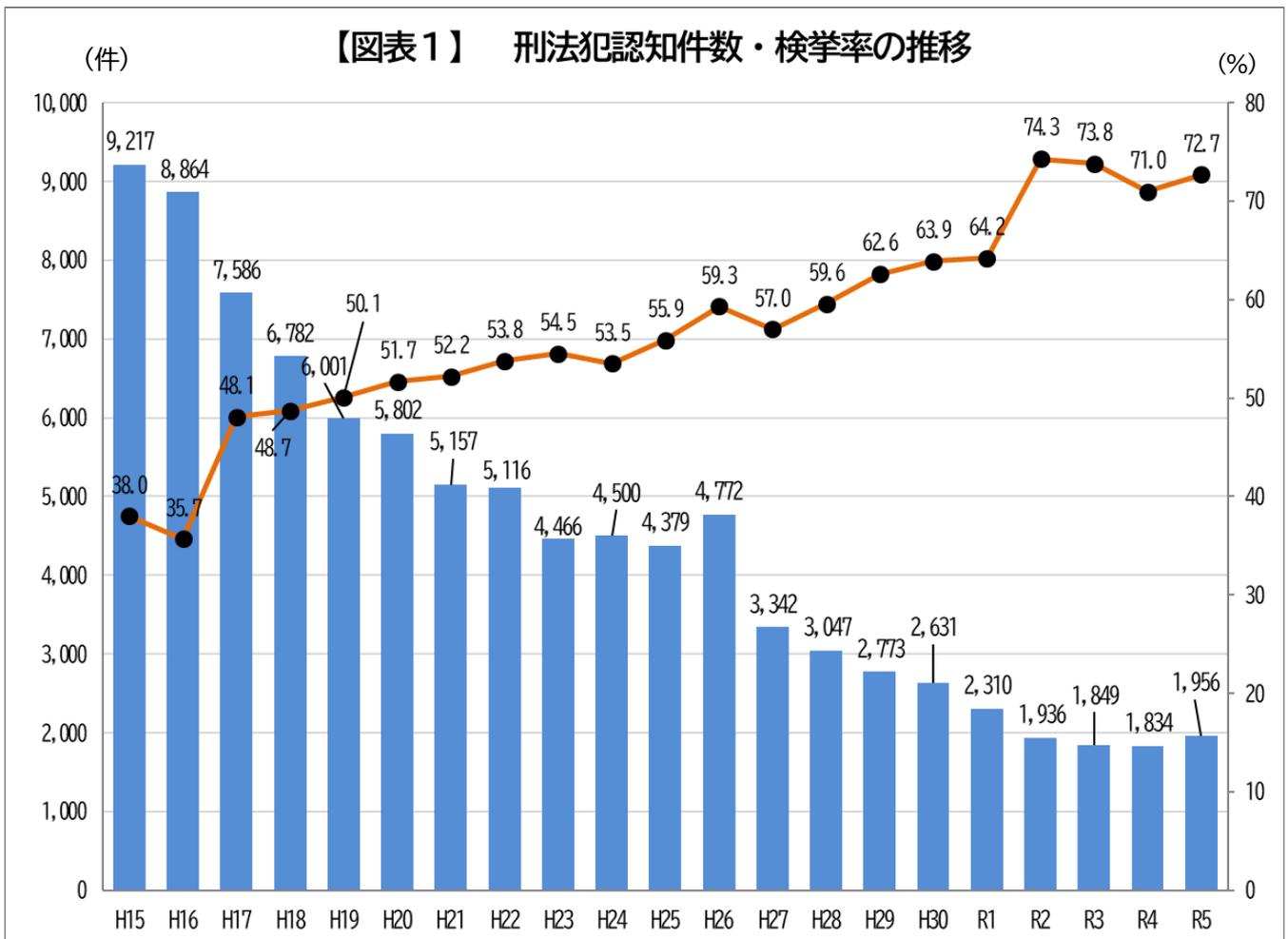
第2章 犯罪被害者等を取り巻く現状と課題

第1節 県内における犯罪等の状況

1 刑法犯認知件数※4及び検挙率

県における刑法犯認知件数は、平成15年の9,217件をピークに減少傾向にあり、令和5年は1,956件とピーク時の約2割まで減少しています。

一方、検挙率は平成17年の48.1%から概ね上昇傾向にあり、令和5年には72.7%に達しています。【図表1】

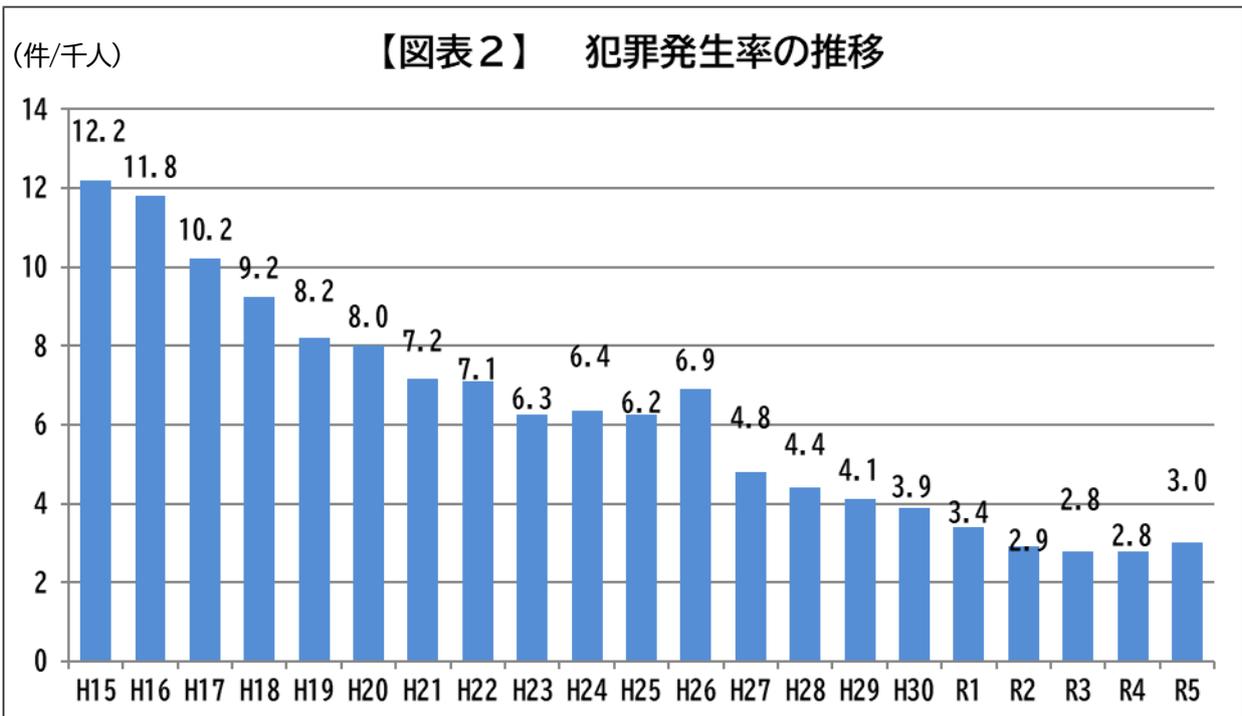


出典：島根県警察

2 犯罪発生率※5

刑法犯認知件数を人口千人当たりの犯罪発生率で見ると、令和5年は3.0件/千人であり、ピーク時の平成15年の12.2件/千人と比べて、9.2ポイント減少しました。

【図表2】

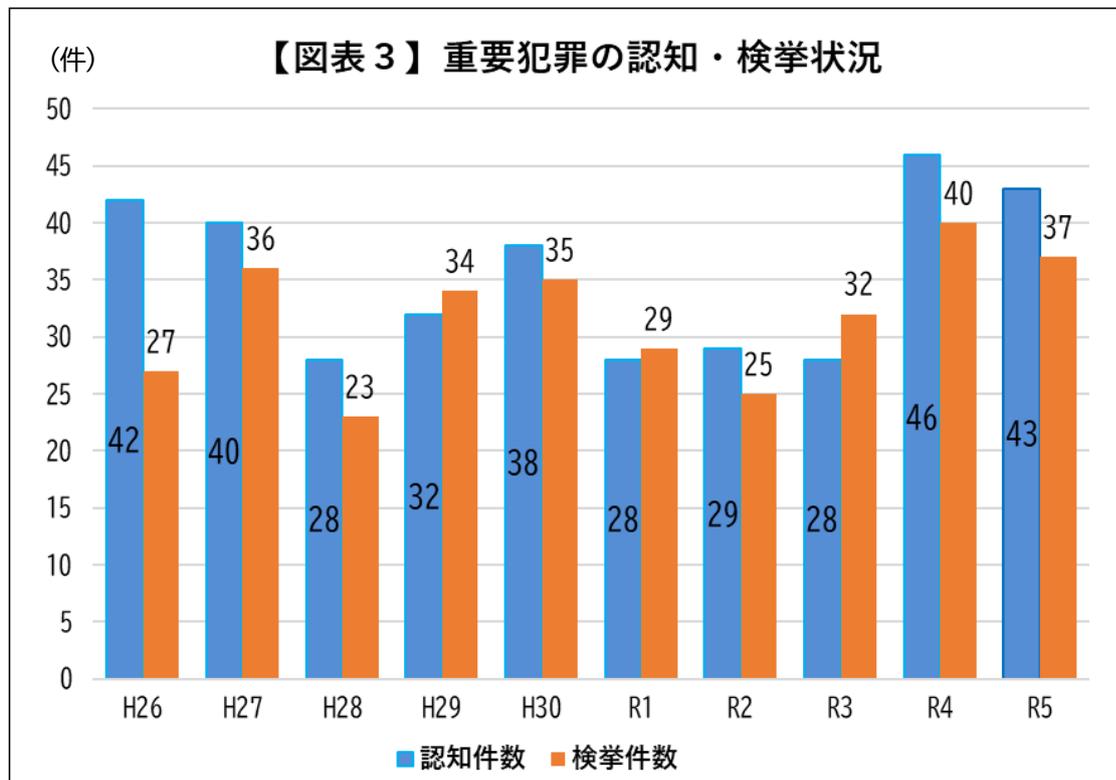


出典：認知件数は島根県警察。人口は令和2年は国勢調査確定人口、それ以外は島根県人口移動調査。

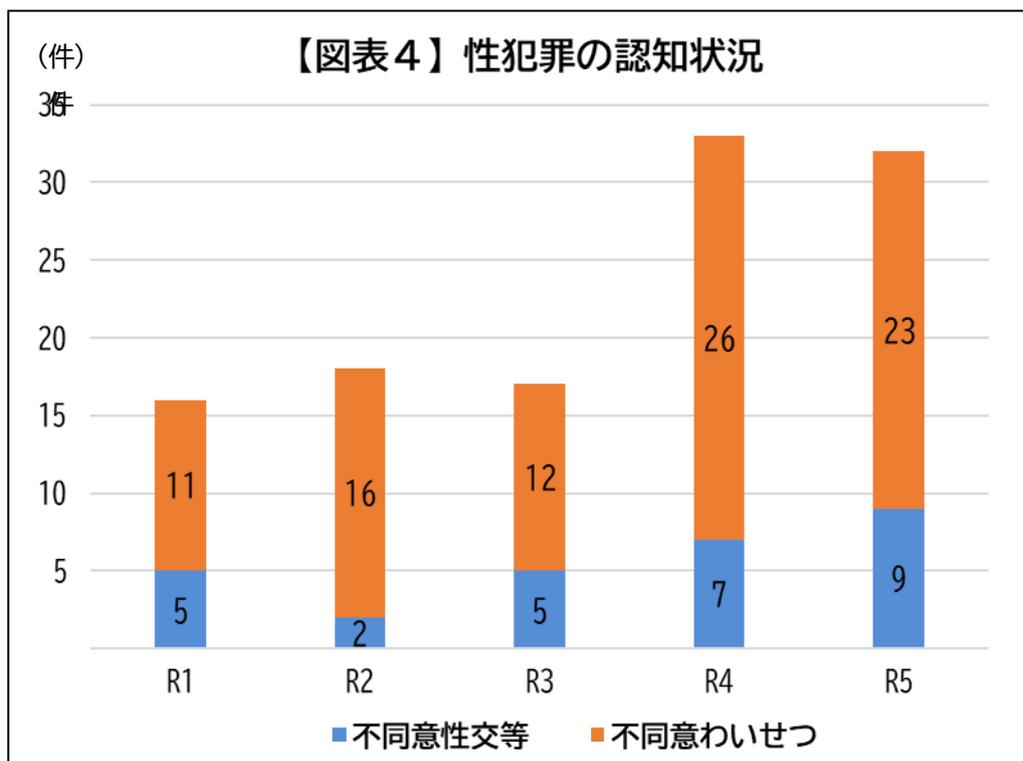
3 重要犯罪※6認知状況

県における被害が深刻な事態となる重要犯罪の認知件数は、減少・増加を繰り返しているが、令和4年の46件は過去10年間で最も多く、令和5年は前年に比べ減少したものの43件となっています。【図表3】

また性犯罪の認知件数は、近年増加しています。【図表4】



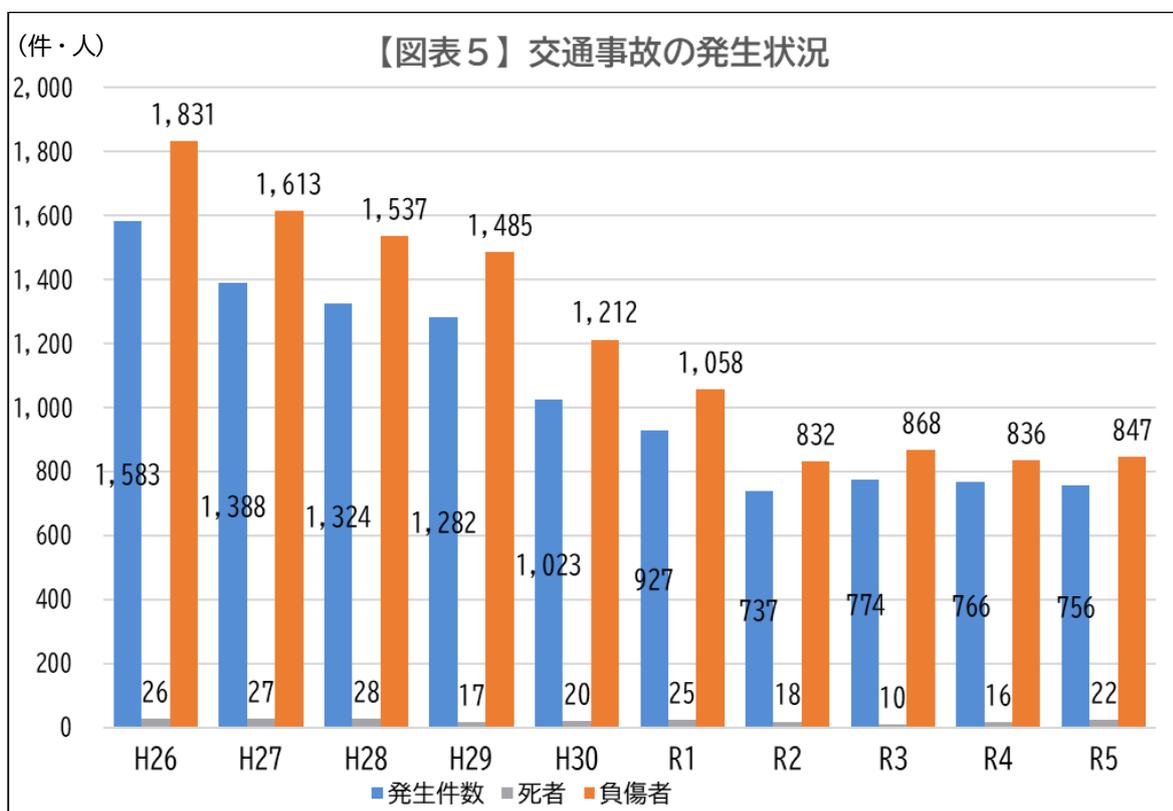
出典：島根県警察



出典: 島根県警察

4 交通事故の発生状況

県における交通事故の発生件数は、平成26年の1,583件から年々減少傾向にあり、令和5年は756件でした。また交通事故による死者数は、過去10年間で令和3年が最も少ない10人でしたが、令和5年は22人となっています。【図表5】

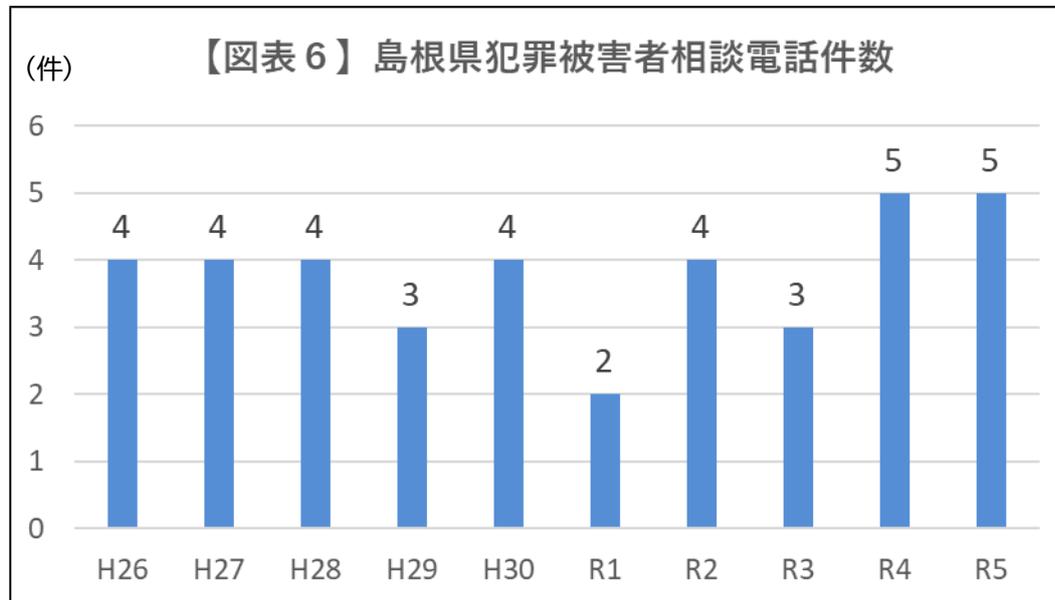


出典: 島根県警察

第2節 県内における犯罪被害等に関する相談の状況

1 島根県犯罪被害者等支援総合窓口における相談状況

県では、犯罪等により被害に遭われた方やその家族の直面する困りごとや悩みごとについて、各種相談機関や窓口の紹介等を行う「犯罪被害者等支援総合窓口」を平成19年度から開設しています。島根県犯罪被害者等支援総合窓口で受けた相談件数は、令和5年度は5件でした。【図表6】



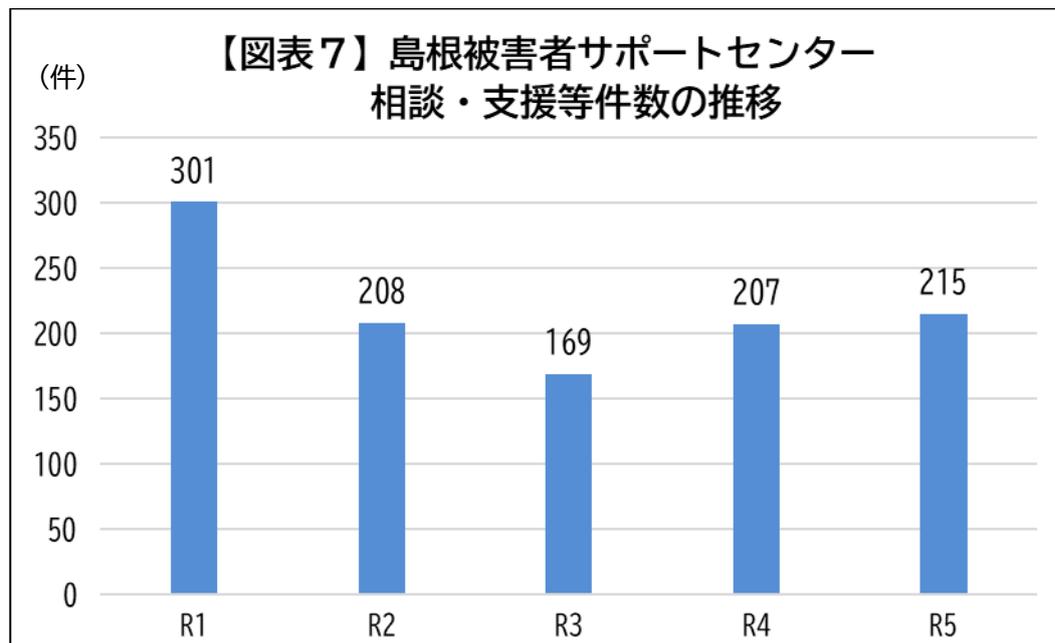
出典: 島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室

2 島根被害者サポートセンター※7における犯罪被害相談等状況

公益社団法人島根被害者サポートセンターでは、犯罪や交通事故の被害者、その家族・遺族からの電話や面接相談のほか、カウンセリング、病院・警察・検察庁・裁判所・行政窓口などへの付き添い、日常生活の支援などを行っています。

相談・支援等件数について、令和5年度は215件でした。【図表7】

※、ただし、相談、カウンセリング等支援全てを足した延べ数であり、一人につき複数回の支援が含まれます。

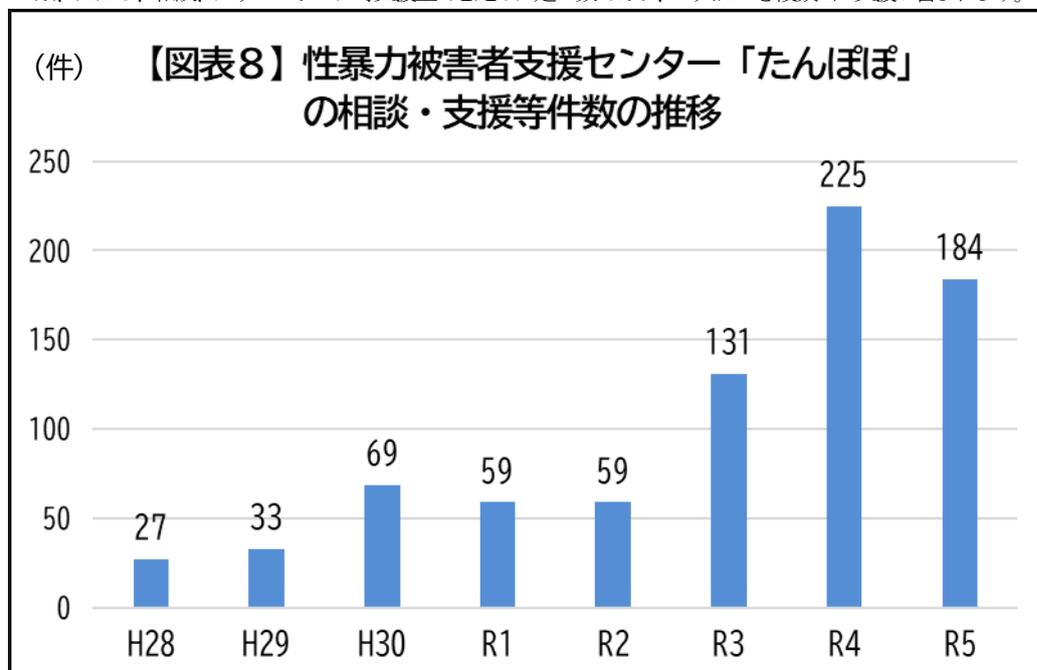


出典: 公益社団法人島根被害者サポートセンター

3 性暴力被害の相談等状況

県が設置した性暴力被害者支援センターたんぽぽ※8（以下「たんぽぽ」という。）では、性暴力被害者からの相談に応じ、ワンストップで被害直後からの総合的な支援を行っています。「たんぽぽ」で受けた面接、電話を含む相談は、概ね増加傾向にあり、令和5年度は184件でした。【図表8】

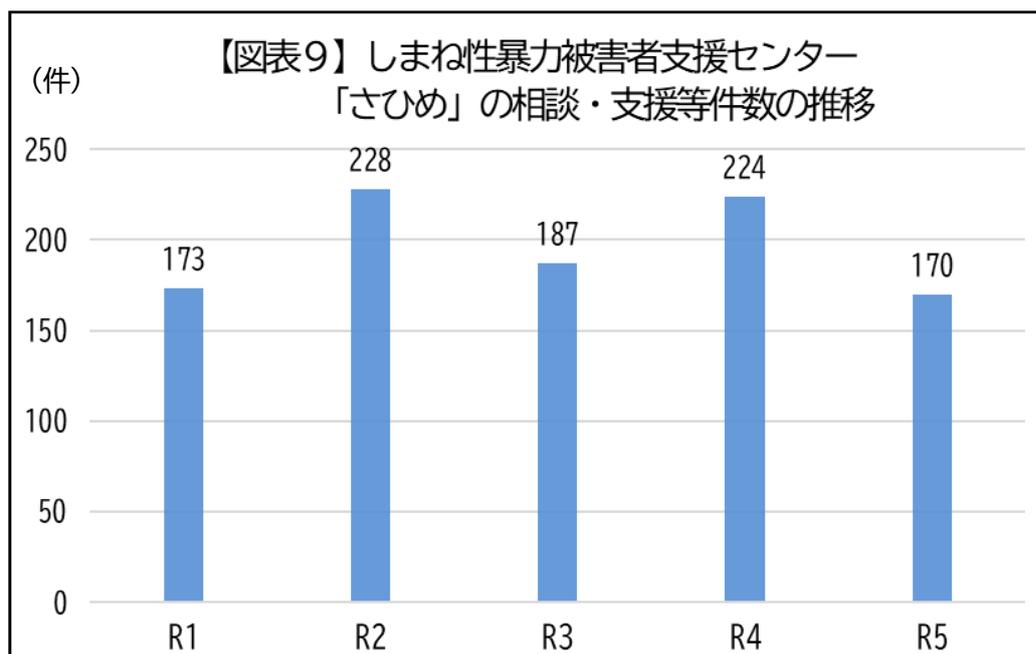
※、ただし、相談、カウンセリング等支援全てを足した延べ数であり、一人につき複数回の支援が含まれます。



出典：島根県女性相談センター

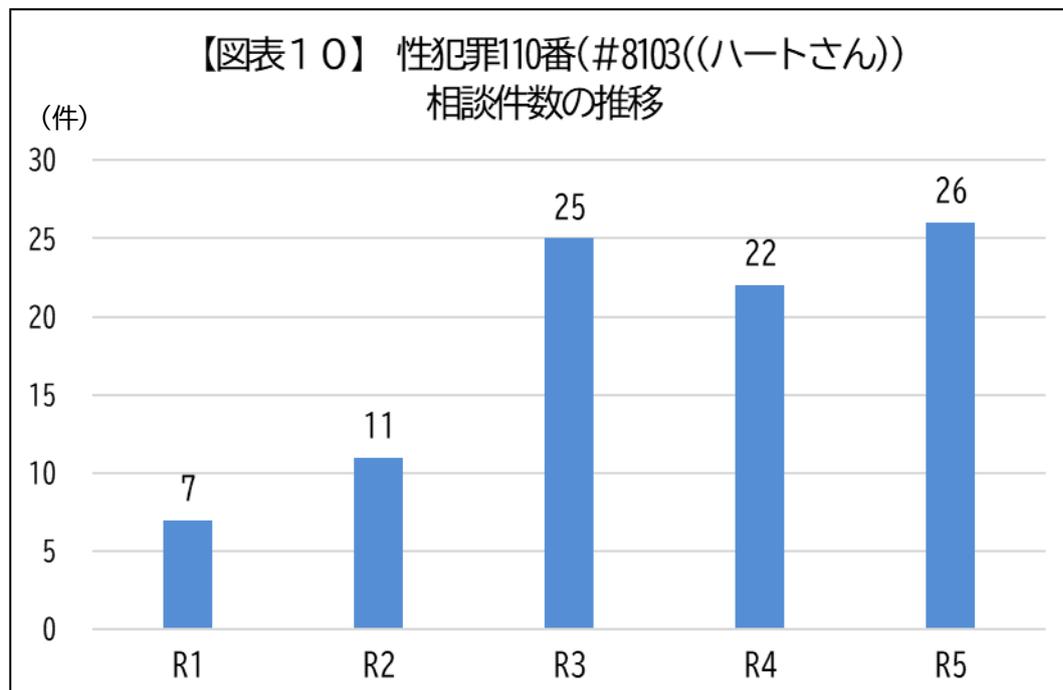
性暴力被害の救済と未然防止を図る一般社団法人しまね性暴力被害者支援センター「さひめ」※9では、医療支援、法的支援、カウンセリングなどの総合的な支援を提供しています。電話相談、メール相談、弁護士相談、心理面接、産婦人科診察を含む令和5年度の件数は170件となっています。【図表9】

※、ただし、相談、カウンセリング等の支援全てを足した延べ数であり、一人につき複数回の支援が含まれます。



出典：一般社団法人しまね性暴力被害者支援センター「さひめ」

県警察本部では、性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号（#8103（ハートさん））を運用し、「性犯罪110番」として性犯罪の被害に遭われた方が相談しやすい環境を整備しています。過去5年間の相談状況は、増加傾向にあり、令和5年は26件となっています。【図表10】

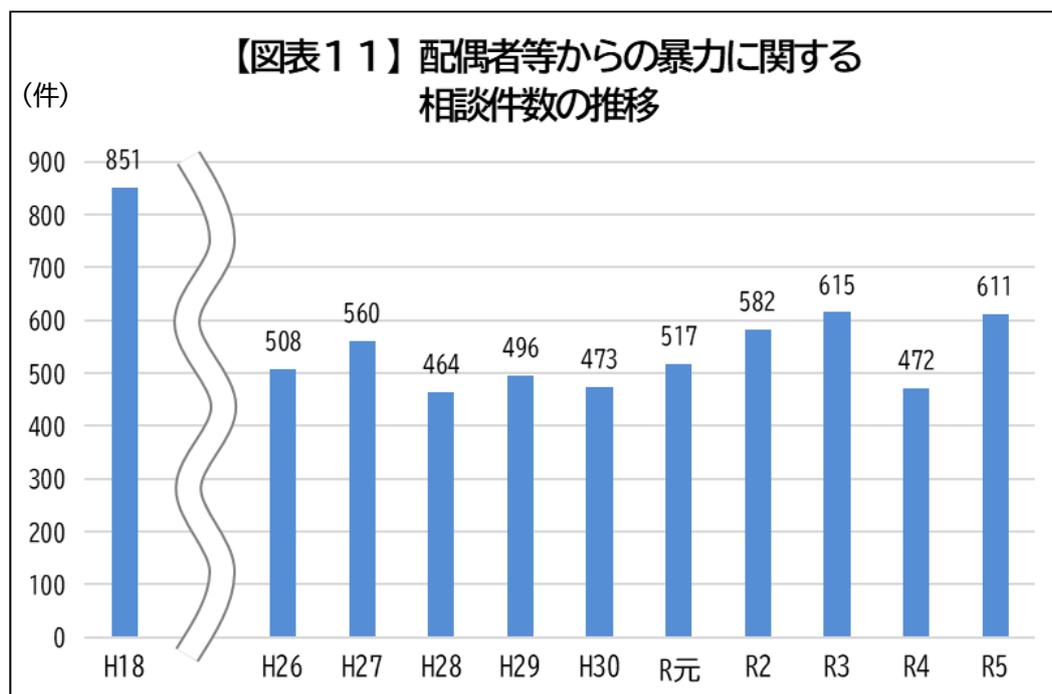


出典：島根県警察

4 配偶者等からのDV※10被害の相談状況

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が施行された平成13年度以降、県女性相談センターで受けた相談状況は、平成18年度の851件をピークに、近年は500件前後で推移しています。令和5年度は611件で、令和4年度に比べて139件増加しました。【図表11】

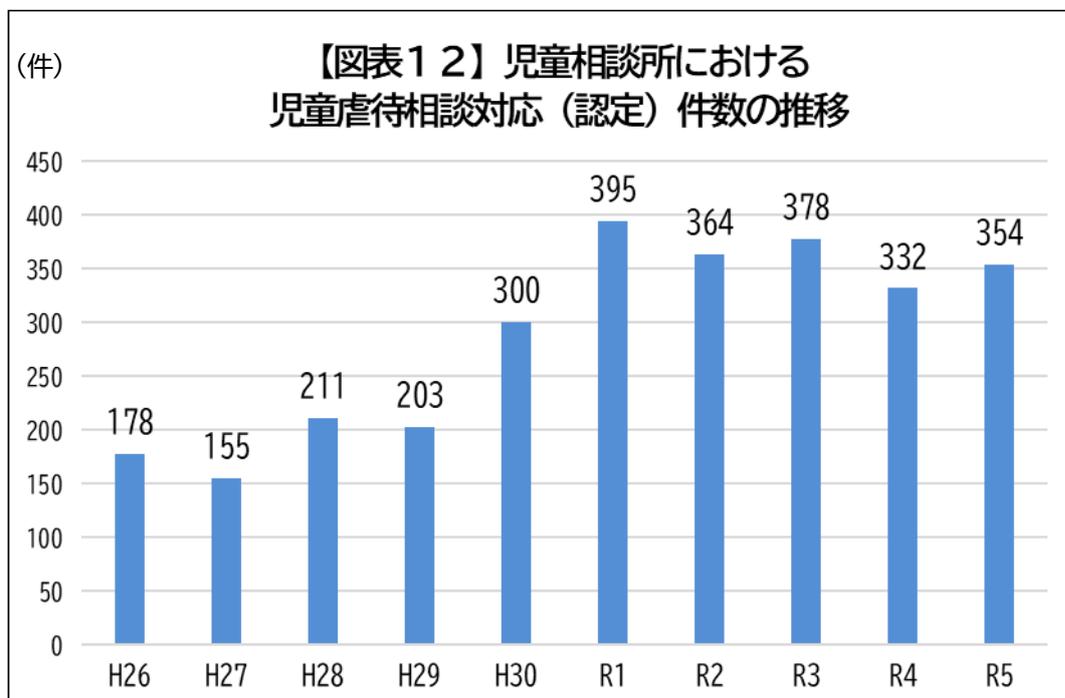
※、ただし、相談件数は延べ数であり、一人につき複数回の相談が含まれます。



出典：島根県女性相談センター

5 児童虐待の相談状況

県児童相談所で受けた令和5年度の児童虐待相談の対応件数は、354件と令和4年度より22件増加しました。【図表12】



出典:島根県青少年家庭課

第3節 犯罪被害者等の置かれている状況

1 犯罪被害による心身への影響

犯罪被害者等は、犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、心や体に変調を来すことが多いのですが、これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けた後では誰にでも起こり得ることです。

犯罪被害者等の心身の変調の現れ方は、人によって様々であり、また同一人であっても時間の経過や環境の変化により一定ではありません。

周りの人たちは、このような犯罪被害者等の変調を理解して接し、犯罪被害者等を責めたり、無理に励ましたりすることは避け、犯罪被害者等の心の傷の回復のための理解と共感と支持を大切にすることが必要です。

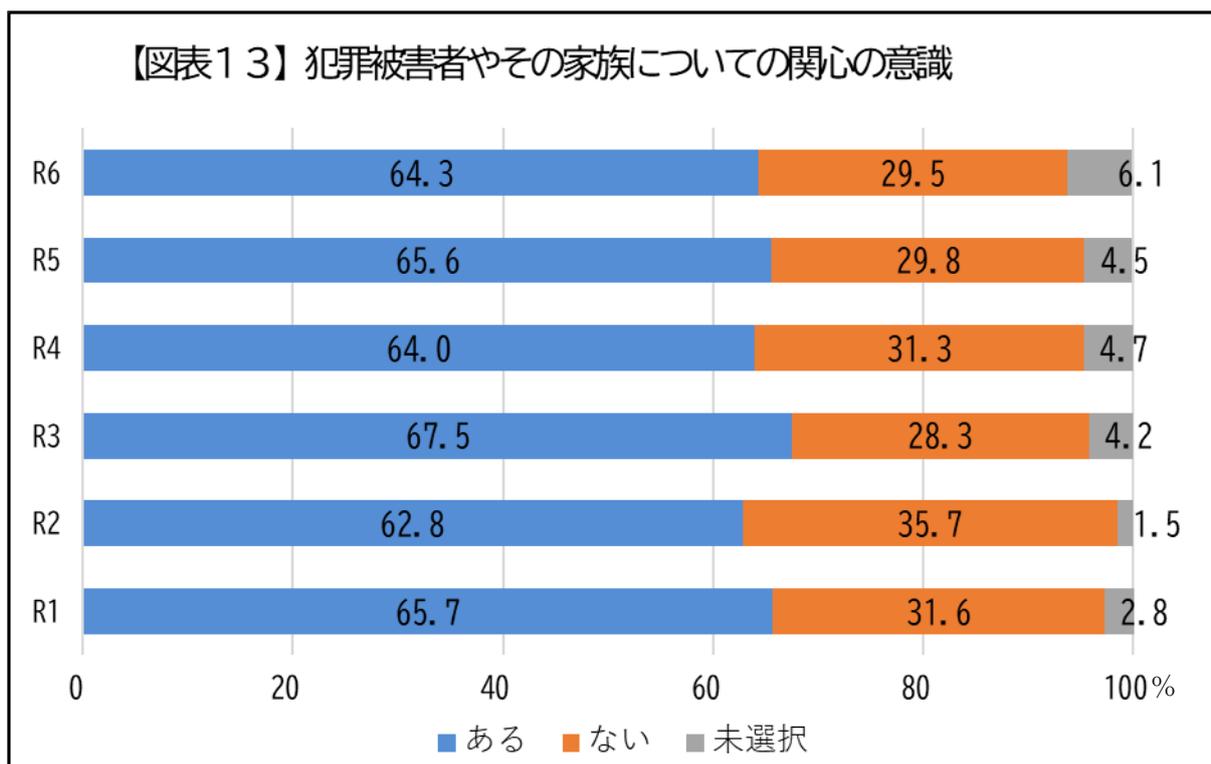
犯罪被害による心身への影響		
心理的影響	身体的影響	具体例
<ul style="list-style-type: none"> ○感覚・感情のマヒ ○現実逃避 ○判断力の低下 ○自己嫌悪 ○自信喪失 ○集中力の低下 ○恐怖感 ○不安感 ○孤独感 ○絶望感 ○疎外感 ○怒り ○屈辱感 ○悲しみ など 	<ul style="list-style-type: none"> ○めまい ○過呼吸 ○動悸 ○不眠 ○悪夢 ○吐き気 ○食欲不振 ○頭痛 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○人混みが怖くて外に出られず、自宅に引きこもる ○事件が起こったのは自分が全て悪いからだと思い込み、自分を責める ○何でもないのに涙が出るなど感情がコントロールできない ○自分が受けた被害をまるで他人事のように淡々と語る ○特定の日（事件等と関連のある日など）になると不安になる ○亡くなった事実が受け入れられず、故人のことが頭から離れない ○子どもが親の後をいつまでもついてきて離れない など

2 犯罪被害に対する県民の意識

県は、毎年度、県内在住の満15歳以上の約700～900名を対象にインターネットを使ってアンケートに答えていただく「しまねwebモニター※11」を実施し、犯罪被害に対する県民の意識を調査しました。

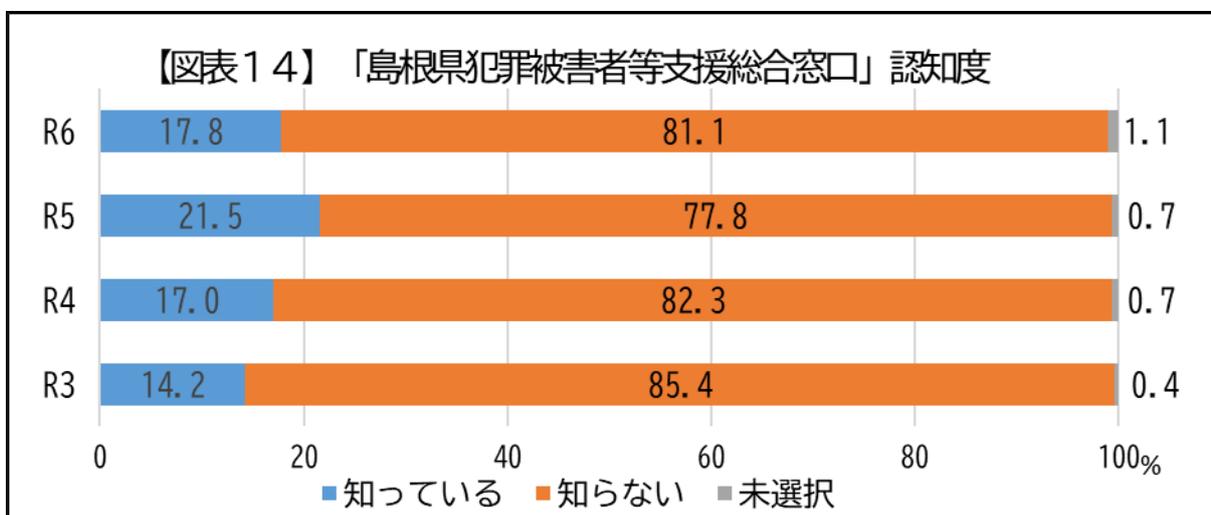
(1) 犯罪被害者やその家族についての関心の意識

関心があると回答した人の割合が65%前後で推移しており、横ばい傾向にあります。【図表13】



(2) 犯罪被害者等への支援に関する窓口認知度

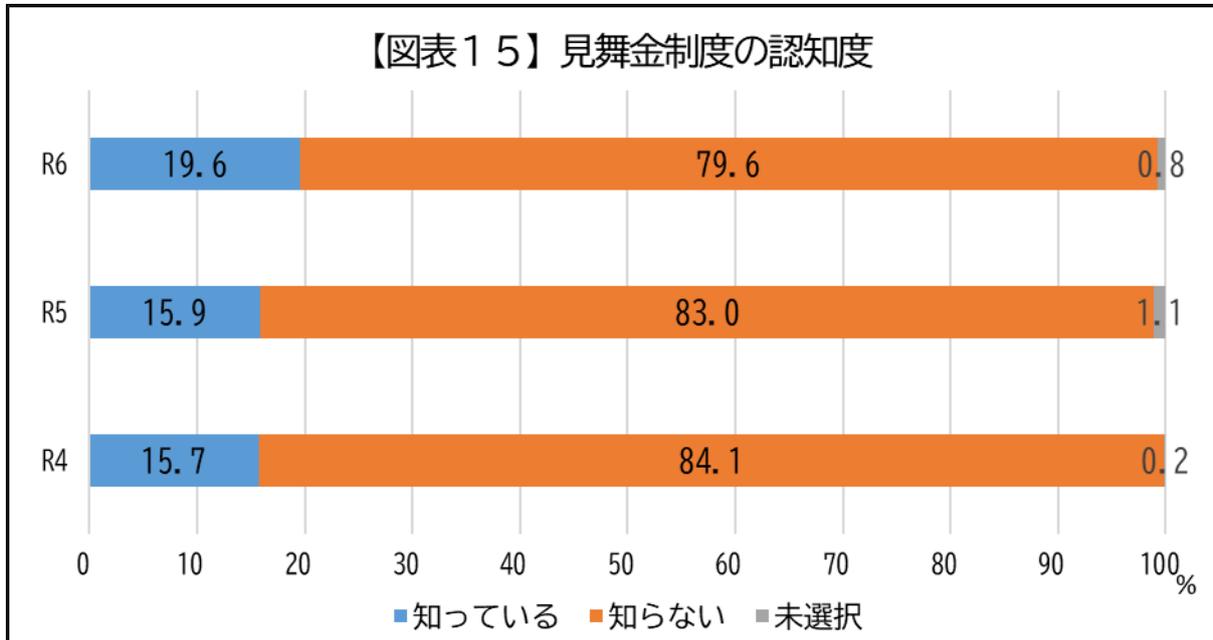
「島根県犯罪被害者等支援総合窓口」を知っている人の過去4年間の割合は、2割程度となっています。【図表14】



(3) 見舞金制度※12の認知度

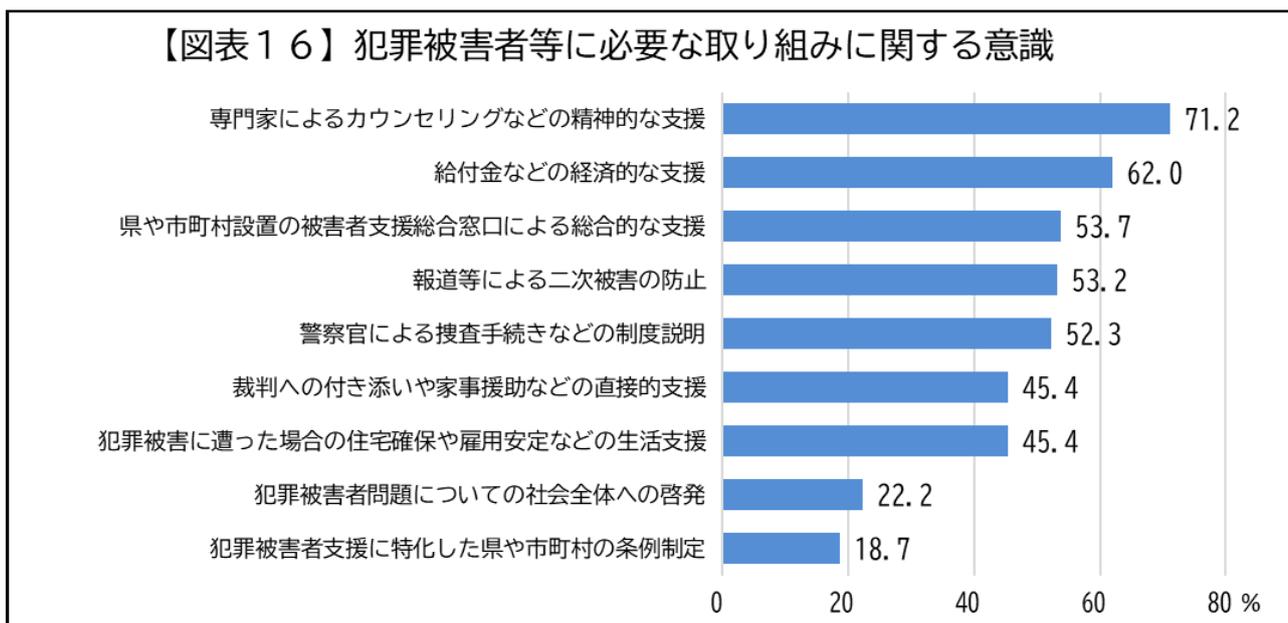
県では、犯罪被害者の遺族、又は重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者に対し、経済的負担の軽減のため見舞金給付制度を令和4年度に創設しました。

この制度を知っている人の割合は、2割を満たしていません。【図表15】



(4) 犯罪被害者等に必要な取組に関する意識

「自身又は家族が犯罪被害に遭ったとき、犯罪被害者等の支援の取組として何が一番必要だと思いますか」との問いに対して、「専門家によるカウンセリングなどの精神的な支援」(71.2%)が必要と答えた人の割合が最も多く、以下、「給付金など経済的な支援」(62.0%)、「県や市町村設置の被害者支援総合窓口による総合的な支援」(53.7%)、「報道等による二次被害の防止」(53.2%)の順となりました。【図表16】



第4節 犯罪被害者等の現状から見えてくる課題

1 損害回復・経済的支援

犯罪被害者等は、犯罪等により生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われる等、様々な被害を受けるほか、高額な医療費の負担や収入の途絶等により、経済的に困窮することが少なくありません。

また、自宅が事件現場となったこと、加害者から逃れる必要がある等の理由から住居を移す必要が生じることや、犯罪等による被害や刑事に関する手続等に伴う負担についての雇用主等の無理解等の理由から、雇用関係の維持に困難をきたすことも少なくありません。

中には、加害者が損害賠償責任を果たさないため、十分な賠償を受けることができない場合もあります。

犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担が軽減されるよう取組を行う必要があります。

2 精神的・身体的被害の回復・防止

犯罪被害者等は、犯罪等により生命や財産を奪われる等、様々な被害を受けるだけにとどまらず、自らやその家族が犯罪行為等の対象となったという事実からも精神的被害を受けます。

さらに、将来再被害※13を受けることに対する恐怖や不安を抱く場合や、保護や捜査の過程、医療、福祉などの場で配慮に欠ける対応を受けたことにより二次被害を受ける場合もあります。

犯罪被害者等が受ける精神的被害や身体的被害を回復、若しくは軽減し、又は未然に防止するための支援を行う必要があります。

3 刑事手続への関与拡充

事件の正当な解決は、犯罪被害者等の被害の回復に不可欠です。また解決に至る過程に犯罪被害者等が関与することは、その精神的被害の回復に資する面もあることから、犯罪被害者等が、刑事に関する手続等に適切に関与できる仕組みが必要です。

4 支援等のための体制整備

犯罪被害者等が、再び平穏な生活を取り戻すことができるようになるためには、犯罪被害者等が必要な時にいつでも必要な場所で情報の入手や相談を行うことができ、専門的な知識と技能によるきめ細かな支援を受けられる体制整備が必要です。

途切れない支援の体制を市町村、民間支援団体、その他の関係機関・団体とともに

構築し、協力のもと、支援を行う必要があります。

また、被害者が多数に及ぶ事案等が発生した場合における行政・関係機関・団体のそれぞれの役割を明確にすることにより、迅速に対応できる支援体制を構築する必要があります。

5 県民の理解の増進

犯罪被害者等は、地域社会において配慮や尊重がなされ、支えられることにより初めて平穏な生活を回復することができることから、犯罪被害者等のための施策の実施と県民の理解と協力が必要です。

様々な機会や媒体を通じ、教育活動、広報啓発活動等を継続的に行い、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性、二次被害防止の重要性等について、県民の理解・共感を深め、犯罪被害者への配慮・尊重と犯罪被害者等のための施策への県民協力を確保する取組が必要です。

第3章 施策の基本的な方向

第1節 施策の柱及び数値目標と体系

国の基本計画、基本方針、犯罪被害者等の置かれている状況等を踏まえ、5つの施策の柱をもとに重点取組事項を設定し、施策を展開します。

1 5つの施策の柱

- (1) 損害回復・経済的支援等への取組
- (2) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- (3) 刑事手続への関与拡充への取組
- (4) 支援等のための体制整備への取組
- (5) 県民の理解の増進への取組

2 重点取組

犯罪被害者等が受ける直接的な被害や二次被害を早期に回復、又は軽減し、生活を再建していくために、損害回復・経済的支援等に取り組むとともに、相談窓口の充実・周知を図り、様々な関係機関・団体と連携して、支援等のための体制整備に取り組めます。

3 計画の数値目標

本計画に基づく取組の進捗を判断するため、次の数値目標を掲げます。

項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)
島根県犯罪被害者等 支援総合窓口の認知度	17.8%	32.0%

(「しまねwebモニター」調査の結果による)

4 施策の体系

(1)	損害回復・経済的支援等への取組	ア	損害賠償請求等に関する周知
		イ	経済的負担の軽減【重点】
		ウ	居住の安定
		エ	雇用の安定
(2)	精神的・身体的被害の回復・防止への取組	ア	保健医療サービス及び福祉サービスの提供
		イ	安全の確保
		ウ	保護、捜査、公判等の過程における配慮等
(3)	刑事手続への関与拡充への取組	ア	刑事手続参加のための情報提供や体制の整備等
(4)	支援等のための体制整備への取組	ア	関係機関・団体との連携推進【重点】
		イ	民間団体に対する支援
		ウ	相談窓口の充実・周知【重点】
(5)	県民の理解の増進への取組	ア	各種媒体を活用した広報・啓発
		イ	犯罪被害者週間における広報・啓発
		ウ	講演会等の開催

※黒塗りつぶし箇所は重点取組の項目

5 支援体制等

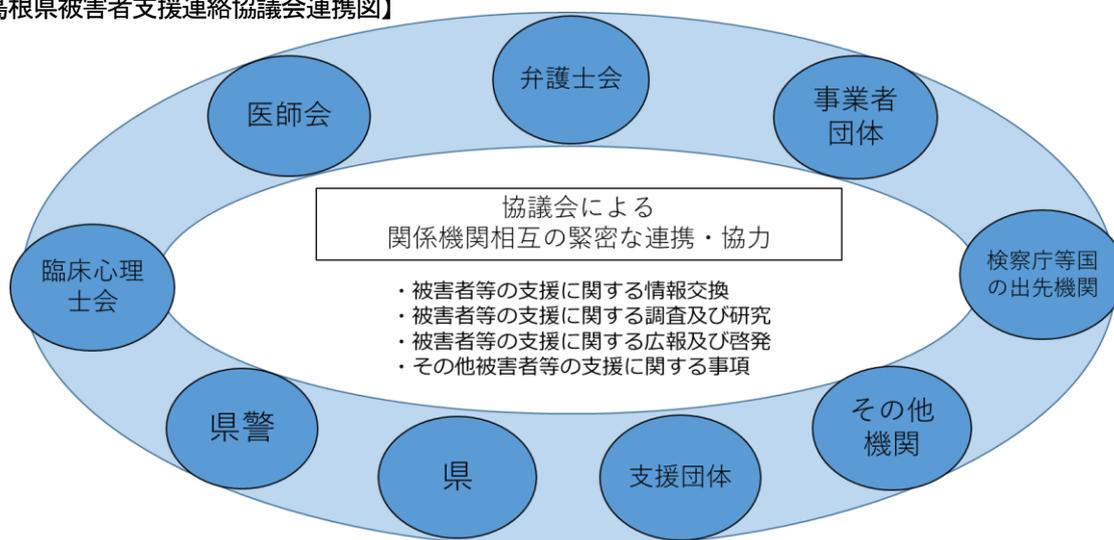
本計画の推進にあたっては、犯罪被害者等の置かれた状況や環境が多岐にわたるため、県、市町村及び関係機関等が、犯罪被害者等に寄り添い、相互に連携・協力を図りながら取り組む必要があります。また、犯罪被害者等が支援に関係するいずれかの機関等に支援を求めた場合においても、様々な機関等によって必要な支援が受けられるよう支援体制を整備する必要があります。

(1) 島根県被害者支援連絡協議会※14

本計画の目指す姿を実現するためには、県及び関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、緊密に連携・協力して取組を進めることが必要です。

そのため、「島根県被害者支援連絡協議会」(以下「協議会」という。)において、犯罪被害者等支援に関する情報交換、犯罪被害者等の支援に関する調査及び研究、犯罪被害者等の支援に関する広報及び啓発、その他犯罪被害者等の支援に関する事項についての活動を行います。

【島根県被害者支援連絡協議会連携図】



(2) 市町村との連携・協力

犯罪被害者等の支援の実効性を高めるには、住民に最も身近な存在である市町村の理解と協力が欠かせません。市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議の開催等を通じて、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言を行うとともに、県と市町村との間で犯罪被害者等支援に関する施策等の情報交換を行い、犯罪被害者等支援のための体制や施策の充実が図られるよう、連携・協力していきます。

6 進行管理等

計画目標の達成に向けて、「島根県被害者支援連絡協議会」の開催等を通じて関係部局や地域活動団体・事業所等との連携を図りながら諸施策を推進するとともに、毎年度施策の具体的な実施状況等を取りまとめ、その結果を県ホームページで公表します。

また、計画の策定や改定にあたっては、条例第9条第3項及び第5項に基づき、県民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施します。

第4章 具体的な施策の取組

第1節 損害回復・経済的支援等への取組

犯罪被害者等が直面している経済的負担を軽減するため、犯罪被害者等支援を目的とした制度以外の制度や民間の取組等の活用推進も含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組を行います。

【具体的施策】

施策内容	事業内容	実施担当課
損害賠償請求等に関する周知	損害賠償請求制度※15、その他犯罪被害者等の支援のための制度を記載したチラシやリーフレット等で周知を図り、助言を行うなど、被害回復を支援する取組を進めます。	環境生活総務課 島根県警察 青少年家庭課
	公益財団法人島根県暴力追放県民センター等と連携し暴力団犯罪等による被害の回復の支援と同制度の周知・啓発を行い、被害者等への支援の充実を図ります。	島根県警察
	交通事故相談所において、交通事故被害者等に対する損害賠償問題など総合的な相談に対応します。また、必要に応じて関係機関・団体の紹介又は斡旋を行います。	交通対策課
	女性相談センターにおいて、女性相談支援業務の一環として法的支援が必要な相談者（DV被害者については男性も含む）に対し、弁護士による法律相談を行っています。 また、性暴力被害者支援センターたんぼぼに相談した性暴力被害者に対し、初回の法律相談費用の公費負担を行っています。	青少年家庭課

施策内容	事業内容	実施担当課
イ 経済的負担の軽減	見舞金制度（遺族見舞金、重傷病見舞金、精神療養見舞金）による見舞金の支給により、犯罪被害者等の被害直後における経済的負担を軽減します。	環境生活総務課
	身体犯被害者の診断書料と初回診療料、性犯罪被害者の初回診療料、性感染症検査料、緊急避妊等に要する費用等の公費負担により犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。	島根県警察
	犯罪被害給付制度※17の迅速な裁定、仮給付制度の効果的な運用等により速やかな支給に配慮し犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。	島根県警察
	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の対象者へ適切な対応を行い、犯罪被害者等に対し、被害回復に資する各種制度を教示するなど情報提供を行います。	島根県警察
	犯罪被害者等に対し、生活福祉資金や生活保護などの各種支援及びその利用についての情報提供を行います。	地域福祉課
	性暴力被害者支援センターたんぼぼに相談した性暴力被害者であって、緊急に産婦人科医療の必要な被害者に対し、医療費（初回診察料、性感染症検査料、緊急避妊等に要する費用等）の公費負担を行い、経済的負担の軽減を図ります。	青少年家庭課
ウ 居住の安定	自宅が事件現場となるなど、犯罪被害者等が居住困難となった場合に、一時避難場所としてのホテル等宿泊施設を確保し、犯罪被害者等の被害直後の居住の安定を図ります。	島根県警察
	一時保護体制の充実に努め、相談から一時保護までの支援を適切に行います。 また、被害女性の生活再建・自立に向けて、ステップハウスの提供や経済的自立のための資金貸付等を行います。	青少年家庭課
	犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等に対する県営住宅への優先入居※18等を実施します。	建築住宅課
エ 雇用の安定	県内の事業者、事業者団体に対し、犯罪被害者等への理解の促進と必要な配慮等について、啓発を実施し、被害後の休職・退職及び二次被害の防止等を図ります。	環境生活総務課
	母子家庭等就業・自立支援センター事業（一般財団法人島根県母子寡婦福祉連合会）において母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の就業による自立支援のため、就業相談、職業紹介、技能習得講習会等を実施します。	青少年家庭課
	労働相談窓口を設け、犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関する相談に対応するとともに、個別労働関係紛争解決制度の周知を図ります。	雇用政策課

第2節 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

犯罪被害者等が受ける精神的・身体的被害を回復・軽減し、又は未然に防止するための取組を行います。

【具体的施策】

施策内容	事業内容	実施担当課
保健医療サービス及び福祉サービスの提供	市町村の総合的対応窓口と連携して、市町村が実施している介護サービスや育児サービス等、各種の生活支援制度に関する情報提供を行います。	環境生活総務課
	犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職員等により、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施するとともに、精神科医等の診療にかかる費用を公費負担します。	島根県警察
	犯罪被害者等早期援助団体による医療・司法・行政等の各機関窓口等への付添いや日常生活の援助等の直接的支援につなげるため、同団体に対する情報提供制度の積極的な活用に努めます。	島根県警察
	地域包括支援センターを中心に高齢者に関する行政機関によるネットワークを形成し、虐待の防止や権利擁護など高齢者に対する支援を実施します。	高齢者福祉課
	性暴力被害者支援センターたんぼぼにおいて性暴力被害者に対するカウンセリングを行います。	青少年家庭課
	性暴力被害者支援の体制強化に向けて、看護師が受講されるSANE研修の受講料等を助成します。	青少年家庭課
	市町村と連携し、各種支援制度の活用がスムーズに行えるよう調整・連携を図ります。	青少年家庭課
	心の健康相談において、犯罪被害者等が抱える心の悩みや不調に関する相談に対応します。	障がい福祉課
	県内各保健所において、犯罪被害者等のエイズに関する相談及び検査を無料・匿名で行います。	薬事衛生課
	スクールカウンセラー※19やスクールソーシャルワーカー※20を活用し、犯罪被害者等である児童生徒の精神的なケアを行うとともに、関係機関との積極的な連携を図ります。	教育指導課

施策内容	事業内容	実施担当課
イ 安全の確保	<p>犯罪被害者等の氏名の公表にあたっては、犯罪被害者等に事前に必要な情報提供を行うとともに、プライバシーの保護、発表することの公益性等を総合的に勘案して適切な発表内容となるように配慮します。</p>	<p>環境生活総務課 島根県警察</p>
	<p>被害者支援用防犯ブザー付き携帯電話の貸出しなどにより、犯罪被害者等の安全確保に努めます。</p>	<p>島根県警察</p>
	<p>同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等に対し、関係機関と連携して、再被害の防止に資する情報を提供するとともに、非常時の通報要領、自主警戒の方法等について防犯指導を行います。</p>	<p>島根県警察</p>
	<p>暴力団等による危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者への保護対策を推進します。</p>	<p>島根県警察</p>
	<p>DV被害者や児童虐待の被害児童等の安全を確保するため、警察、女性相談センター、児童相談所、学校等関係機関において連携を図り、再被害の防止に努めます。</p>	<p>島根県警察 青少年家庭課 教育指導課</p>
	<p>女性相談センター、児童相談所において、被害者の個々の状況と必要性に応じ、一時保護を行うなど、危険からの回避、安全の確保に努めます。</p>	<p>青少年家庭課</p>
	<p>児童虐待の防止及び早期発見のため、市町村と連携し、11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、ポスターやチラシの配布、街頭啓発活動などに取り組みます。</p>	<p>青少年家庭課</p>
ウ 保護、捜査、公判等の過程における配慮等	<p>職員に対する教養や研修会等を行い、犯罪被害者等の二次被害の防止・軽減に努めます。</p>	<p>島根県警察</p>
	<p>事情聴取等を行う際は犯罪被害者等の心情に配慮し、対応する職員、聴取場所、聴取方法に配慮し、被害者等の負担の軽減を図ります。</p>	<p>島根県警察</p>
	<p>被害児童の負担軽減等のため、警察や関係機関等が連携し事情聴取の場所、回数、方法等に配慮するなど、被害児童の心情に十分配慮します。</p>	<p>島根県警察</p>
	<p>性暴力被害者等からの相談等に適切に対応するため、支援員等の研修会を実施します。</p>	<p>青少年家庭課</p>

第3節 刑事手続への関与拡充への取組

「事件の当事者」である犯罪被害者等が、これらの手続に適切に関与することができるよう、その機会を拡充するための取組を行います。

【具体的施策】

施策内容	事業内容	実施担当課
刑事手続参加のための情報提供や体制の整備等	「被害者の手引き」やパンフレット等を用いて、犯罪被害者等に対して刑事手続や各種被害者支援施策に関する情報提供を行います。	環境生活総務課 島根県警察
	被害者連絡担当者を指定し、犯罪被害者等に定期的に連絡を行うとともに、必要に応じて捜査状況等の必要な情報提供を行います。	島根県警察
	犯罪被害者等からの被害の届出に対しては、迅速・確実な受理に努めるとともに、有効な告訴について迅速・適切な対応に努めます。	島根県警察
	捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、犯罪被害者等の意向を踏まえた上で返却又は処分をするよう努めます。	島根県警察
	重大・悪質な交通事故事件等については、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進します。	島根県警察

第4節 支援等のための体制整備への取組

県、警察、市町村、民間支援団体等が連携、協力し、犯罪被害者等の個々のニーズに合わせた支援を安定的に行うことができる体制を構築するとともに、専門的知識・技能に裏付けられたきめ細かな支援を行っていきます。

【具体的施策】

施策内容	事業内容	実施担当課
関係機関・団体との連携推進	犯罪被害者等が必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れることのない支援を実施するため、関係機関・団体との間で相互の活動内容を把握、情報を共有し、スムーズな橋渡しができるように連携を促進します。	環境生活総務課 島根県警察
	市町村犯罪被害者等施策担当者会議を開催する等、市町村に対する情報提供や支援の充実に向けた働きかけを行い、犯罪被害者等の途切れない支援の充実に向けて連携・協力を図ります。	環境生活総務課 島根県警察
	死傷者多数発生時にも迅速に支援を行うことができるよう「島根県被害者支援連絡協議会」においてシミュレーション訓練を実施する等、関係機関・団体等と連携した対応力の向上に努めます。	環境生活総務課 島根県警察
	犯罪被害者等への支援を総合的かつ計画的に推進していくため、関係団体等で構成される「島根県被害者支援連絡協議会」や地域単位の「被害者支援ネットワーク※21」との連携を図ります。	環境生活総務課 島根県警察
民間団体に対する支援	犯罪被害者等の支援を行う民間団体の活動基盤の充実に努めるとともに、民間支援団体が行う支援員養成講座への講師派遣などの人材育成に対する支援を行います。	環境生活総務課 人権同和対策課 島根県警察
	犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の支援を行う民間団体の意義やその活動等について広報します。	環境生活総務課 島根県警察

施策内容	事業内容	実施担当課
ウ 相談窓口の充実・周知	総合的対応窓口として、犯罪被害者等が必要とする支援についての確な対応ができるよう、相談窓口機能を充実させます。	環境生活総務課
	相談にあたっては、被害者の心情に配慮した対応をするよう、研修を行い二次被害防止に努めます。	環境生活総務課 消費者センター 交通対策課 人権同和対策課 文化国際課 青少年家庭課 教育センター
	悪質商法や不当な取引行為による消費者被害の救済を図るために、相談員による、面接、電話による県民からの消費生活に係る相談に対応します。	消費者センター
	警察相談専用電話「#9110」、性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」、少年相談専用電話、悪質商法・環境犯罪110番等の各種相談窓口において適切に相談対応するとともに、その周知を図ります。	島根県警察
	交通事故相談所において、交通事故被害者等に対する損害賠償問題など総合的な相談に対応します。また、必要に応じて関係機関・団体の紹介又は斡旋を行います。（再掲）	交通対策課
	さまざまな人権に関する相談に応じ、相談内容によって各種関係機関を紹介します。	人権同和対策課
	外国人住民の犯罪被害をはじめとする各種問題に対応するため、多言語によるワンストップ相談窓口の設置等を行い、様々な疑問や悩みに対して、市町村や国等関係機関と連携しながら、相談対応等を行います。	文化国際課
	様々な問題を抱える女性やDV、性暴力被害者からの相談を受け、状況に応じて専門機関の紹介や市町村等関係機関との連携を図ります。	青少年家庭課
	18歳までの児童に対するあらゆる相談に対する各種支援や、相談窓口の充実・周知を行います。	青少年家庭課
児童生徒が被害に遭った場合、児童生徒及び保護者の面接による相談を行い、必要に応じて他機関の紹介を行います。	教育センター	

第5節 県民の理解の増進への取組

様々な機会や媒体を通じ、教育活動、広報啓発活動等を継続的に実施し、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性、二次被害防止の重要性等について、県民の理解・共感を深め、犯罪被害者等への配慮・尊重と犯罪被害者等のための施策への県民の協力を確保するための取組を行います。

【具体的施策】

施策内容	事業内容	実施担当課
各種媒体を活用した広報・啓発	県・県警のホームページやイベント等を活用し、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の人権擁護の重要性等について、県民等の理解の増進を図るため広報・啓発活動を実施します。	環境生活総務課 島根県警察 人権同和对策課 青少年家庭課
犯罪被害者週間における広報・啓発	「犯罪被害者週間※22」（毎年11月25日から12月1日まで）において、広報・啓発活動を集中的に実施し、犯罪被害者支援に対する県民等の理解の増進を図ります。	環境生活総務課 島根県警察
講演会等の開催	犯罪被害者等への誤解や偏見、犯罪等による被害の深刻さや命の大切さに対する県民一人ひとりの理解を深めるため、犯罪被害者等の声を聴くための講演会等を開催します。	環境生活総務課 島根県警察 人権同和对策課 教育指導課
	中学生・高校生等を対象に、犯罪被害者等の思いや命の大切さ等を伝える講演会「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮や規範意識の向上を図ります。	島根県警察 教育指導課

資 料 編

県関係の主な相談等窓口

用語解説

犯罪被害者等基本法

島根県犯罪被害者等支援条例

県関係の主な相談等窓口

島根県犯罪被害者等支援総合窓口

犯罪等により被害に遭われた方やその家族の直面する困りごとや悩みごとについて、各種相談機関や窓口の紹介等を行う「犯罪被害者等支援総合窓口」を開設しています。どこに相談してよいかわからない、相談の内容が多岐にわたるなど、困っていること、不安なこと、手助けが必要なこと、ひとりで悩まないで、まず話してみませんか。

○相談方法 専用電話 0852-28-7830
FAX 0852-32-5918
E-mail shohishitsu@pref.shimane.lg.jp

○相談時間 平日8:30～17:15（※土日祝日・年末年始を除く）

○所在地 〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県環境生活総務課 消費とくらしの安全室

市町村犯罪被害者等支援のための総合的対応窓口

市町村	部局名	電話番号	市町村	部局名	電話番号
松江市	家庭相談課	0852-55-5210	川本町	総務財政課	0855-72-0631
浜田市	防災安全課	0855-25-9122	美郷町	総務課	0855-75-1211
出雲市	防災安全課	0853-21-6548	邑南町	総務課	0855-95-1111
益田市	福祉総務課	0856-31-0664	津和野町	総務財政課	0856-74-0028
大田市	人権推進課	0854-83-8038	吉賀町	総務課	0856-77-1111
安来市	総務課	0854-23-3015	海士町	総務課	08514-2-0113
江津市	総務課	0855-52-7927	西ノ島町	総務課	08514-6-0101
雲南市	総務課	0854-40-1021	知夫村	総務課	08514-8-2211
奥出雲町	福祉事務所	0854-54-2541	隠岐の島町	地域振興課	08512-2-8570
飯南町	総務課	0854-76-2211			

その他の主な相談等窓口

<犯罪被害全般>

内容	名称	連絡先	対応時間等
犯罪の被害に遭われた方の相談及び給付金制度等の相談	島根県警察本部 広報県民課 犯罪被害者支援室	0852-26-0110	平日8:30～17:15 ※土日祝日・年末年始除く
被害者や、その家族・遺族の方が受けた被害などに関する相談	島根被害者サポートセンター	0120-556-491 (こころのすくい)	平日10:00～16:00 ※土日祝日・年末年始除く
※面接相談、カウンセリング、裁判所、病院等への付き添いなどの支援も行っています。			

<犯罪被害全般>

内 容	名 称	連絡先	対応時間等
犯罪被害を始め警察に対する各種相談	島根県警察相談センター 警察相談専用電話	#9110 ※ダイヤル回線及び一部のIP電話では利用できません。 または0852-31-9110	平日8:30～17:15 ※受付時間外は当直員が対応
・被害者が必要とする支援制度や窓口の紹介 ・弁護士の紹介 ・弁護士費用の援助	犯罪被害者支援ダイヤル 日本司法支援センター(法テラス)	0120-079-714 (なくことないよ)	平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00
犯罪の被害に遭われた方からの相談及び各種刑事手続きに関する相談 ・刑事手続等の説明及び各種情報提供 ・裁判所法廷への案内、付き添い ・事件記録の閲覧申請手続等の説明等	被害者ホットライン 松江地方検察庁	0852-32-6701 ※FAX兼用 ※夜間休日は留守番電話やFAXでも受付可能	平日8:30～17:15
更生保護における犯罪被害者等の相談窓口 ・裁判・審判の終了後に利用できる制度案内等	被害者専用電話 松江保護観察所	0852-21-2250	平日8:30～17:15 ※土日祝日・年末年始除く
海上における犯罪等の被害にかかるとの相談	第8管区海上保安本部 大田市～西部 (浜田海上保安部) 出雲市～東部 (境海上保安部) 隠岐諸島 (隠岐海上保安署) 島根県を跨ぐもの (第8管区海上保安本部)	0855-27-0770 0859-42-2532 08512-2-4999 0773-76-4100	平日8:30～17:15 ※土日祝日・年末年始除く

<人権>

内 容	名 称	連絡先	対応時間等
人権全般に関する相談及び適切な相談機関の紹介	みんなの人権110番 松江地方法務局	0570-003-110	平日8:30～17:15 ※土日祝日・年末年始除く
人権全般に関する相談及び適切な相談機関の紹介	島根県人権啓発推進センター (松江) 島根県西部人権啓発推進センター (浜田)	0852-22-7701 0855-29-5530	平日8:30～17:15 ※土日祝日・年末年始除く

<経済的救済>

内 容	名 称	連絡先	対応時間等
<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害遺児等に対する奨学金支給 ・特別な救済を行うべき理由がある重度の障害を負った犯罪被害者等に支援金を支給 	公益財団法人 犯罪被害救援基金	03-5226-1020	平日9:30~18:00 ※土日祝日・年末年始除く

<生活支援>

内 容	名 称	連絡先	対応時間等
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護に関する相談 ・母子家庭・父子家庭・寡婦等に対する自立支援相談 	最寄りの各市町村福祉事務所 松江市福祉事務所 浜田市福祉事務所 出雲市福祉事務所 益田市福祉事務所 大田市福祉事務所 安来市福祉事務所 江津市福祉事務所 雲南市福祉事務所 奥出雲町福祉事務所 飯南町福祉事務所 邑南町福祉事務所 川本町福祉事務所 美郷町福祉事務所 津和野町福祉事務所 吉賀町福祉事務所 西ノ島町福祉事務所 海士町福祉事務所 知夫村福祉事務所 隠岐の島町福祉事務所	0852-55-5316 0855-22-2612 0853-21-2211 0856-31-0242 0854-82-1600 0854-23-3210 0855-52-2501 0854-40-1041 0854-54-2541 0854-72-1773 0855-95-1236 0855-72-0633 0855-75-1213 0856-72-0650 0856-77-1165 08514-6-0104 08514-2-1823 08514-8-2211 08512-2-8561	平日8:30~17:00 ※土日祝日・年末年始除く
母子家庭・父子家庭・寡婦等に対する自立支援相談	島根県母子父子福祉センター 一般財団法人 島根県母子寡婦福祉連合会	0852-32-5920	平日8:30~17:00 ※土日祝日・年末年始除く

<住居>

内 容	名 称	連絡先	対応時間等 ※土日祝日・年末年始除く
県営住宅の入居相談	松江住宅管理事務所	0852-22-3400	平日 8:30~17:15
	安来住宅管理事務所	0854-37-9050	平日 8:30~17:15
	出雲住宅管理事務所	0853-23-1591	平日 8:30~17:15
	浜田住宅管理事務所	0855-25-0535	平日 8:30~18:00
	益田住宅管理事務所	0856-31-1530	平日 8:30~18:00
	隠岐住宅管理事務所	08512-3-1350	平日 8:30~17:15

<労働・雇用>

内 容	名 称	連絡先	対応時間等 ※土日祝日・年末年始除く
労働問題に関するあらゆる相談	総合労働相談コーナー 島根労働局	0852-20-7009	平日8:30～17:15
	松江総合労働相談コーナー 松江労働基準監督署内	0852-40-2939	平日9:15～16:45
	出雲総合労働相談コーナー 出雲労働基準監督署内	0853-21-1240	平日9:15～16:45
	浜田総合労働相談コーナー 浜田労働基準監督署内	0855-22-1840	平日9:15～16:45
	益田総合労働相談コーナー 益田労働基準監督署内	0856-22-2351	平日9:15～16:45
	労働相談専用ダイヤル 島根県雇用政策課	0852-22-6557	月・水・金 8:30～17:15
雇用に関する相談	島根労働局（ハローワーク）		
	松江	0852-22-8609	平日8:30～17:15
	隠岐の島出張所	08512-2-0161	
	安来出張所	0854-22-2545	
	浜田	0855-22-8609	
	川本	0855-72-0385	
	出雲	0853-21-8609	
	益田	0856-22-8609	
	雲南	0854-42-0751	
	石見大田	0854-82-8609	

<高齢者>

内 容	名 称	連絡先	対応時間等
虐待や権利擁護など高齢者等に関する総合的な相談窓口	最寄りの各市町村「地域包括支援センター」		平日8:30～17:15 ※各市町村によって対応時間が異なります。
	松江市介護保険課	0852-55-5568	
	浜田市健康医療対策課	0855-25-9320	
	出雲市高齢者福祉課	0853-21-6967	
	益田市高齢者福祉課	0856-31-0245	
	大田市介護保険課	0854-83-8059	
	安来市福祉課	0854-23-3295	
	江津市地域包括支援センター	0855-52-7488	
	雲南市長寿障がい福祉課	0854-40-1042	
	奥出雲町健康福祉課	0854-54-2512	
	飯南町保健福祉課	0854-72-1770	
	川本町健康福祉課	0855-72-0633	
	美郷町健康福祉課	0855-75-1231	
	邑南町医療福祉政策課	0855-95-1115	
	津和野町医療対策課	0856-72-0683	
	吉賀町保健福祉課	0856-77-1165	
	海士町健康福祉課	08514-2-1822	
	西ノ島町健康福祉課	08514-6-1182	
	知夫村村民福祉課	08514-8-2211	
	隠岐の島町保健福祉課	08512-2-4500	

<障がい者>

内 容	名 称	連絡先	対応時間等
障がい者手帳（身体・精神・療育）等に関する相談	島根県心と体の相談センター	0852-32-5908 （身体・精神） 0852-32-5905 （療育）	平日8:30～17:15 ※土日祝日・年末年始除く

<心の健康>

内 容	名 称	連絡先	対応時間等
精神的不安や悩みなど心の健康についての相談	心のダイヤル 島根県心と体の相談センター	0852-21-2885	平日9:00～17:00 ※土日祝日・年末年始除く
人生の様々な悩み	社会福祉法人 島根いのちの電話	0852-26-7575	平日9:00～22:00 ※土日 土9:00～日22:00
精神的不安や悩みなど心の健康についての相談	★保健所一覧（A）	★保健所一覧（A）	平日8:30～17:15 ※土日祝日・年末年始除く

<健康・医療>

内 容	名 称	連絡先	対応時間等
子どもからお年寄りまでのあらゆる健康に関する相談	★保健所一覧（B）	★保健所一覧（B）	平日8:30～17:15 ※土日祝日・年末年始除く
エイズに関する相談・検査	島根県薬事衛生課	0852-22-5254	平日8:30～17:00 ※土日祝日・年末年始除く
	★保健所一覧（C）	★保健所一覧（C）	平日8:30～17:15 ※土日祝日・年末年始除く
医療についての相談、助言	島根県医療安全相談窓口 島根県医療政策課	0852-22-5276	平日 9:00～12:00 13:00～17:00 ※土日祝日・年末年始除く
	松江市医療安全相談窓口 松江市保健衛生課	0852-28-8289	
	★保健所一覧（D）	★保健所一覧（D）	平日8:30～17:15 ※土日祝日・年末年始除く

★保健所一覧

名 称	(A) 心の健康	(B) 健康相談	(C) エイズ	(D) 医療安全相談
松江 ※松江市・島根県共同設置の保健所	0852-23-1316	0852-23-1314	0852-31-5051	0852-32-5258
雲南	0854-42-9642	0854-42-9635	0854-42-9674	0854-42-0501
出雲	0853-21-1653	0853-21-8785	0853-21-1191	0853-21-1428
県央	0854-84-9823	0854-84-9822	0854-84-9844	0854-82-5330
浜田	0855-29-5550	0855-29-5550	0855-29-5554	0855-29-5536
益田	0856-31-9545	0856-31-9532	0856-31-9549	0856-31-9558
隠岐（島前）	08514-7-8121	08514-7-8121	08514-7-8121	08512-2-9717
隠岐（島後）	08512-2-9712	08512-2-9711	08512-2-9715	

<女性、男女間暴力、性犯罪等>

内 容	名 称	連絡先	対応時間等
ドメスティックバイオレンス (DV) や女性に関する様々な相談	島根県女性相談センター ※配偶者暴力相談支援センター	0852-25-8071	平日8:30~17:00 土日8:30~12:00 13:00~17:00 ※祝日・年末年始除く
	島根県女性相談センター 西部分室 ※配偶者暴力相談支援センター	0854-84-5661	平日8:30~17:00 ※土日祝日・年末年始除く
	島根県児童相談所女性相談窓口 中央 (隠岐相談室) 出雲 浜田 益田	08512-2-9810 0853-21-8789 0855-28-3434 0856-31-1886	平日8:30~17:00 ※土日祝日・年末年始除く
性犯罪に関する相談	性犯罪110番 島根県警察本部	#8103 (ハートさん) 又は 0120-110-267	年中無休 24時間対応
性暴力に関する相談	性暴力被害者支援センター たんぽぽ ※島根県女性相談センター内	#8891 (はやくワンストップ) 又は 0852-25-3010	平日8:30~17:15 ※平日夜間・土日祝日・年末年始はコールセンターで対応
<p>一般社団法人 しまね性暴力被害者支援センター さひめ 産婦人科医療、警察への連絡、法的な支援等産婦人科医師や弁護士が一緒になって性暴力に関する相談等の対応をします。 相談等電話 0852-28-0889 火・木・土17:30~21:30 ※年末年始を除く ※メール相談は下記からアクセス https://sahime.onnanokonotameno-er.com/</p>			
ストーカー被害に関する相談	ストーカー相談電話 島根県警察本部	0852-24-9110	平日8:30~17:15 ※受付時間外は当直員が対応
女性をめぐる人権問題に関する相談	女性の人権ホットライン 松江地方法務局	0570-070-810	平日8:30~17:15 ※土日祝日・年末年始除く

<悪質商法>

内 容	名 称	連絡先	対応時間等
消費生活に関する相談	島根県消費者センター	0852-32-5916	日~金曜8:30~17:00 ※祝日・年末年始除く
	島根県消費者センター 石見地区相談室	0856-23-3657	月~金曜8:30~17:00 ※祝日・年末年始除く
	消費者ホットライン	局番なし188 (立き寝入りはイヤヤ)	最寄りの消費生活センター等につながります
消費者金融や訪問販売をめぐる相談	悪質商法・環境犯罪110番 島根県警察本部	0852-27-4649	平日8:30~17:15 ※夜間・土日・祝日・年末年始は当直員が対応

<子ども>

内 容	名 称	連絡先	対応時間等
児童虐待、養育など、児童に関する相談	島根県各児童相談所 中央（松江） 中央（隠岐相談室） 出雲 浜田 益田	0852-21-3168 08512-2-9706 0853-21-0007 0855-28-3560 0856-22-0083	平日8:30～17:15 ※土日祝日・年末年始除く
少年問題に関する相談	ヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番 島根県警察本部	0120-786-719	平日8:30～17:15 ※受付時間外は当直員が対応
いじめなどに関する児童生徒のための相談	いじめ相談テレフォン 24時間子供SOSダイヤル	0120-779-110 0120-0-78310	年中無休 24時間対応
子どもや子育ての相談	子どもと家庭電話相談室	0120-258-641	10:00～20:00 ※祝日、年末年始を除く
18歳までの子ども自身の悩み相談	チャイルドライン	0120-99-7777	毎日16:00～21:00
	子どもほっとライン もしもしにゃんこ ほっと・すぺーす21	0120-225-044	毎月第1日曜日 14:00～18:00
いじめ、体罰など、こどもに対する人権侵害に関する相談	こどもの人権110番 松江地方法務局	0120-007-110	平日8:30～17:15 ※土日祝日・年末年始除く
子どものいじめ・非行・虐待等の問題について相談できます。子どもからの相談も可能です。	子どもの権利に関する相談 島根県弁護士会	0852-21-3450	平日9:00～12:00、13:00～17:00

<交通事故>

内 容	名 称	連絡先	対応時間等
交通事故の賠償・示談の進め方・保険の請求の仕方など	島根県交通事故相談所	0852-22-5102	平日9:00～12:00 13:00～16:00 ※土日祝日・年末年始除く
	島根県交通事故相談所 浜田相談室	0855-29-5563	毎週水曜日 11:00～12:00 13:00～16:00 ※土日祝日・年末年始除く
交通遺児等に対する生活、育成資金の無利子貸付、交通事故による重度後遺障害者を抱える家族に対する介護料の支給相談	自動車事故対策機構島根支所 事故被害者支援相談窓口	0852-25-4880	平日8:30～17:15 ※第1,3土曜日は営業し翌月曜日を休業 ※祝日、年末年始除く

<暴力団>

内 容	名 称	連絡先	対応時間等
暴力団等による不当な要求や困りごとに関する相談	公益財団法人 島根県暴力追放県民センター	0852-21-8938	平日9:00～17:00 ※土日祝日, 年末年始除く 第2金曜日13:30～16:00 ※松江市役所、消費・生活相談室
	暴力団相談電話 島根県警察本部	0852-21-9302	平日8:30～17:15 ※夜間・土日・祝日・年末年始は当直員が対応

<外国人>

内 容	名 称	連絡先	対応時間等
外国人住民等からの困りごと、生活情報等に関する相談 <対応言語> 日本語、英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、韓国語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、スペイン語、ミャンマー語、クメール語、ロシア語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、マレー語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウクライナ語、ウルドゥー語	しまね多文化共生総合相談ワンストップセンター 公益財団法人 しまね国際センター	070-3774-9329 ※三者通話対応 スカイプSoudan@SIC	平日9:00～17:00 ※土日祝日, 年末年始除く
外国語による人権相談 <対応言語> 英語、中国語、韓国語、ネパール語、スペイン語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語	外国語人権相談ダイヤル 松江地方法務局	0570-090-911	平日9:00～17:00 ※年末年始を除く

<その他>

内 容	名 称	連絡先	対応時間等
被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、在所・在院中の加害者の生活や行動に関する意見を伺い、在所・在院中の加害者に伝える。加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導を行っています。	島根県矯正施設 松江刑務所	0852-23-2222	平日8:30～17:00 ※土日祝日, 年末年始除く
	島根あさひ社会復帰促進センター（被害者専用ダイヤル）	0855-45-0015	
	松江少年鑑別所	0852-61-3960	

用語解説

掲載ページ	用語	解説
1ページ	※1 犯罪被害者等	犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族のこと。
	※2 二次被害	犯罪等による直接的な被害を受けた後、配慮に欠ける言動、風評、誹(ひ)謗(ぼう)中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失、プライバシーの侵害等の被害のこと。
2ページ	※3 民間支援団体	<p>犯罪被害者等支援早期援助団体その他犯罪被害者等支援を行う民間の団体のこと。</p> <p>犯罪被害者等早期援助団体とは、「犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人」であって、その事業を行う者として、都道府県公安委員会から指定を受けた団体をいう。</p> <p>具体的事業として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の支援に関する広報・啓発活動 ・犯罪被害等に関する相談への対応 ・犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助 ・物品の貸与又は供与、役務の提供その他の方法による犯罪被害者等の援助 <p>を行っている。</p> <p style="text-align: right;">（警察庁ホームページより）</p>
3ページ	※4 刑法犯認知件数	<p>刑法犯認知件数とは、警察において刑法に違反する犯罪が発生したことを認知した件数をいう。</p> <p>全国の刑法犯の認知件数は、平成8年から毎年戦後最多を記録し、平成14年には約369万件に達した後、減少に転じていたが、令和4年から再び増加している。</p> <p>島根県では、平成15年に9,217件と昭和26年以降最悪を記録後、減少傾向であったが、令和5年に増加に転じた。</p>
	※5 犯罪発生率	<p>県内人口千人あたりの刑法犯認知件数を各年ごとに算出したもの（端数四捨五入）。</p> <p>人口の多少に左右されず、多地域間の犯罪の発生しやすさが比較可能な数値のこと。</p>
4ページ	※6 重要犯罪	殺人、強盗、放火、不同意性交等の凶悪犯罪に略取誘拐・人身売買、不同意わいせつを加えたものをいう。

掲載ページ	用語	解説
6ページ	※7 公益社団法人 島根被害者サポ ートセンター	<p>事件、事故等の被害者やそのご家族に対し、精神的支援や直接的支援をはじめとする各種支援活動を行い、被害者等の被害の早期回復及び軽減並びに社会全体の被害者支援意識の高揚に資する民間ボランティア団体。</p> <p>平成26年3月、県内で初めて公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体※3」に指定され、平成28年に公益社団法人として認定。</p> <p>電話や面接による相談、カウンセリング、病院・警察・検察庁・裁判所・行政窓口などへの付き添い、日常生活の支援などを無料で行っている。</p>
7ページ	※8 性暴力被害者支援センター 「たんぽぽ」 (島根県女性相談センター内)	<p>性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(※8')として性犯罪・性暴力に関する相談を受け付け、産婦人科医療やカウンセリング、法律相談などの専門機関とも連携をとっている。</p>
	※8' 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	<p>性犯罪・性暴力被害者に対し、被害直後から医師による心身の治療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等の総合的な支援を可能な限り一か所で提供する(当該支援を行っている関係機関・団体につなぐことを含む。)ことにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、被害の潜在化を防止すること等を目的として設置されたもの。(警察庁ホームページより)</p>
	※9 一般社団法人 しまね性暴力被害者支援センター 「さひめ」	<p>性暴力被害者が安心して相談でき、必要に応じて速やかに病院での治療を受けるとともに、カウンセラー、弁護士等の支援を受けることのできるシステムを構築し、性暴力被害の救済と未然防止を図る。</p> <p>平成26年に島根県内における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとして発足し一般社団法人を設立した。</p>

掲載ページ	用語	解説
8ページ	※10 DV	ドメスティック・バイオレンスの略称で、配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からふるわれる暴力のこと。
11ページ	※11 しまねwebモニター	県民の意見を迅速に県政に反映させるため、あらかじめ登録したモニターが、インターネットを使ってアンケートに答える制度のこと。 モニターは、年10回程度、県政の課題など特定のテーマについて、ホームページ上で実施するアンケートにパソコンから回答する。
12ページ	※12 見舞金制度	殺人や強盗など故意の犯罪行為により死亡された被害者の遺族または重傷病を負った被害者が被害直後に直面する経済的な負担を軽減するため、島根県が遺族見舞金、重傷病見舞金、精神療養見舞金を支給する制度のこと。
13ページ	※13 再被害	犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けること。
17ページ	※14 島根県被害者支援連絡協議会	犯罪被害者等が置かれている現状を踏まえ、関係機関・団体との緊密な連携によって、被害者のニーズに対応した各種支援活動を効果的に推進することを目的に、平成10年10月に設立された組織のこと。
18ページ	※15 損害賠償請求制度	犯罪によって被った損害について、加害者に対して損害賠償請求をすること。
	※16 公益財団法人島根県暴力追放県民センター	暴力団を追放し「安全な暮らしの確保」の実現に寄与することを目的として、島根県公安委員会から暴力団対策法に基づく「暴力追放運動推進センター」として指定を受けた公益財団法人のこと。 国家公安委員会から認定された暴力団事務所差止訴訟を行う「適格都道府県センター」でもある。
19ページ	※17 犯罪被害給付制度	故意の犯罪行為（殺人や傷害など）により死亡した被害者の遺族や身体に重傷病又は障害を負った被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づいて、国が給付金を支給する制度のこと。
	※18 優先入居等	【公営住宅法に基づく優先入居】 県営住宅の公募の場合に抽選の当選率を優遇する制度 【県営住宅の目的外使用での入居】 公募による入居を待つことのできない緊急に迫られる犯罪被害者等を対象とする制度

掲載 ページ	用 語	解 説
20ページ	※19 スクールカウンセラー	小学校と中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒・保護者へのカウンセリング、教員へのコンサルテーション等を行う者。
	※20 スクールソーシャルワーカー	児童生徒や保護者から学校や家庭での悩みや心配なことなどの相談を受け、問題の改善・解消にむけた働きかけを行う者。
23ページ	※21 被害者支援ネットワーク	犯罪被害者等の抱える具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな支援を行うため、各警察署を単位として地域の関係機関・団体等で組織された連絡協議会のこと。
25ページ	※22 犯罪被害者週間	犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるためには、国、地方公共団体による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が必要であり、このため「犯罪被害者等基本計画」では、内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施することとされた。

犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百一 号）

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（基本理念）

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
 - 二 国家公安委員会委員長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

島根県犯罪被害者等支援条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 支援体制等（第8条—第10条）

第3章 基本的施策（第11条—第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、県民誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組及び犯罪被害者等に対する社会全体の理解を深め、配慮を促進するための取組をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後、配慮に欠ける言動、風評、誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失、プライバシーの侵害等の被害をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを旨として推進するものとする。

2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ適切に行うとともに、二次被害が生じることのないよう十分配慮して行うものとする。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行うものとする。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進するものとする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（次条から第7条までにおいて単に「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、二次被害を生じさせること及び犯罪被害者等を孤立させることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 支援体制等

(支援体制の整備)

第8条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するよう努めるものとする。

2 県は、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援計画の策定)

第9条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下この条において「支援計画」という。）を策定するものとする。

2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する基本的な方針
- (2) 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

3 県は、支援計画を策定するに当たっては、県民等の意見を反映させるものとする。

4 県は、支援計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、支援計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第10条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 基本的施策

(相談、情報の提供等)

第11条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての支援)

第12条 県は、犯罪等の被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第13条 県は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第14条 県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復し、安心して暮らすことができるようにするため、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第15条 県は、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第16条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第17条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(刑事手続参加のための情報提供等)

第18条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事手続に適切に関与することができるようにするため、刑事手続に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第19条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程

において、名誉、生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための職員の訓練及び啓発、犯罪被害者等支援に関する専門的知識又は技能を有する職員の配置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の理解促進)

第20条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、県がこの条例に基づき実施する施策、二次被害を生じさせ、及び犯罪被害者等を孤立させることのないよう十分配慮することの重要性等について、県民及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報活動、啓発活動、教育活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第21条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(緊急支援体制の構築)

第22条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合に、当該事案による犯罪被害者等が必要な犯罪被害者等支援を受けることができるようにするため、国、県、市町村、民間支援団体その他関係機関等による緊急支援体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部改正)

2 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成18年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

目次中	「第6章 犯罪被害者等に対する支援等（第25条） 第7章 雑則（第26条）」	を 「第6章 雑則（第25条） 附則」
-----	---	---------------------------

に改める。

第10条第2項第2号中オを削り、カをオとする。

第6章を削る。

第7章中第26条を第25条とする。

第7章を第6章とする。

